

## 「自民党の憲法改正草案の財政健全化条項を撤廃できない のでしょうか？」

令和元年 11 月 20 日

### ●ディフェンシブ男爵さんからの質問

自民党の憲法改正草案（新設）第 83 条 2 項（財政健全化条項）について、これを撤廃していただきたいのですが、できないのでしょうか？

### ●西田昌司の答え

自民党が平成 24 年に発表した『日本国憲法改正草案』の第 83 条 2 項に

財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

とありますが、当時は MMT など知られていませんでしたし、財政についての正しい理解が（今よりも）されていない時代でしたので、よく考えもせず  
に財政健全化を盛り込んでしまったのでしょう。

昨年、自民党は「自衛隊の明記、緊急事態条項の追加、参院選の合区の解消、教育の充実」を謳った「改憲 4 項目」素案を公表しました。これから、公明党や野党の先生方と協議をしながら前に進んでいかなければなりません  
が、そもそも憲法に財政健全化を謳うなどナンセンス極まりないですし、財政健全化が改憲の焦点となることなどあり得ません。

アメリカでは国債の発行上限が法律によって決められていますし、そのために国債を発行したくてもできないといった報道に接することがありますが、そのような制約を設けたところで社会が混乱する結果にしかありません。そもそも、（日本やアメリカのように）自国通貨建ての国債を発行する

国が国債をいくら発行したところで財政破綻するはずがありませんから、財政健全化の必要性など全くありません。

憲法に財政健全化条項を盛り込むといった愚行は絶対にさせませんのでご安心ください。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>